

第22回新中間処理施設整備検討会議（開催概要）

1 開催日時 令和2年8月31日（金）13時30分～15時00分

2 開催場所 くりりんセンター2階研修室

3 出席者

（1）構成員

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町

（2）オブザーバー

北海道十勝総合振興局

（3）事務局

くりりんセンター

1. 開会

（事務局長）

本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。ただいまから、第22回新中間処理施設整備検討会議を開催いたします。

議事進行については、本日も事務局長の長江が務めさせていただきます。

本別町につきましては、所要のため、欠席となっております。

それでは、議事に入ります。

「管内のごみの資源化・減量化について」、事務局より説明いたします。

2. 議事

議事（1）管内のごみの資源化・減量化について

（事務局）

「管内のごみの資源化・減量化について」ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

前回の検討会議において、今年5月、管内全市町村に対してごみの資源化・減量化の取組み状況などについて、訪問調査をさせていただいた結果を報告させていただきましたが、今回は最終的な基本構想（案）の作成を想定し、まとめたものを説明させていただきます。

まず、資料左上「1. ごみの現状について」ですが、（1）管内19市町村のごみ排出量については、年度によってばらつきはありますが、家庭系は71,000tから72,000t、事業系は25,000tから26,000tで推移しており、合計では97,000t程度で推移しております。

表の下段にあります、1人1日あたりのごみの排出量を示す原単位については、家庭系、事業系の合計で、780g程度で推移しております。

資料には記載していませんが、5年間の平均で見ると、可燃ごみの占める割合については、家庭系では71,633トンのうち40,605トンで約57%、事業系では25,767トンのうち24,444トンで約95%、全体として約67%となっております。

（2）くりりんセンターで焼却しているごみの種類別割合については、紙類が1番多く、続い

て布類、ビニル・プラスチック、木・草・藁、厨芥類となっています。

くりりんセンターのごみの搬入量について、可燃ごみのうち多くが生ごみであるといった意見もあります。帯広市が毎年行っている調査では、家庭系の可燃ごみの内50%程度は生ごみとなっていますが、事業系可燃ごみのほか、不燃ごみ、粗大ごみから出る破碎可燃物も含めたくりりんセンターで焼却処理をしているごみの全体量から見ると、生ごみは10%程度となっています。この点につきましては、誤解のないようしっかりご理解いただきたいと思います。

つぎに、資料右上「2. 取り組み状況について」ですが、(1) 生ごみの資源化・減量化は、コンポスト容器等の普及促進、ディスポーザー導入、堆肥・飼料による資源化について、管内19市町村の取り組みを集約しております。

主な内容として、コンポスト容器等については、現在、7自治体がコンポスト容器等の無料配布や、購入助成を行い、2自治体が民間団体等によるコンポスト容器等の購入助成や斡旋などが行われております。

生ごみの分別収集やリサイクルセンター受入により堆肥化等の資源化を行っている自治体もあるほか、給食残渣、事業系の生ごみをバイオガスプラントや管内の資源化業者へ搬出している自治体もあります。

また、資源化業者による処理を予定している自治体や、条件を整えばバイオガスプラント等での処理を検討するといった自治体もありました。

(2) 生ごみ以外の資源化・減量化では、各自自治体において、資源集団回収の促進・支援や様々な周知啓発活動などの取り組みによって資源化・減量化を進めております。

最後に「3. その他意見等について」ですが、資源ごみの処理についてもリサイクル施設などでの共同処理を希望する。ごみの資源化・減量化については、管内19市町村が参加できる情報共有の場が必要であるといった意見もありました。

今回の結果や意見を踏まえた今後の取り組みについては、ごみゼロ検討委員会の構成を全市町村に拡大し、資源化・減量化手法などの情報共有を図ることで、その取り組みを広げていきたいと考えております。

また、道内の資源化・減量化の事例なども調査して、最終的な報告の内容を整理していきたいと考えております。

なお、プラスチック類のリサイクル等については、制度改正の動きもあります。今後、国の動向を注視しながら、資源化推進に向けた検討を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

(事務局長)

それでは、管内のごみの資源化・減量化について、ご意見を伺います。

はじめに、幕別町さんに学校給食やディスポーザーの検討状況についてご紹介をいただきたいと思います。

(幕別町)

その前に、ただ今説明いただいた内容について質問をしたい。

生ごみは10%程度との説明だったが、事業系ごみや粗大ごみも含めた全体に対しての割合なのかも一度詳しく説明してほしい。また、ビニル・プラスチックはR1年度で16.5%となっているが、具体的にどのようなものが含まれるのか説明してほしい。

(事務局長)

家庭から出る可燃ごみ袋の中身については、約50%が生ごみであることから、くりりんセンターで焼却しているごみの約50%も生ごみであると誤解されている方もおります。

くりりんセンターで焼却しているごみについては、事業系の紙類などや不燃ごみ・粗大ごみの破碎後に発生する可燃物なども含まれており、焼却しているごみ全体に対して生ごみの割合は10%程度となっております。ビニル・プラスチックについては、主に可燃ごみの袋や不燃ごみ・粗大ごみの破碎後に発生するプラスチックなどで、製品プラスチックは含まれていません。

(幕別町)

生ごみに関してはわかりましたが、プラスチックの件については、生ごみより多くプラスチックを燃やしているということでしょうか。

(事務局長)

結果としてそのようになっております。

資料の数値については、年4回実施しているごみ質分析の結果で、測定方法が決められており、ピット内の攪拌されたごみを均等に分散させて、それぞれの重量を計りとりまとめたものとなっております。複数年実測している中で誤差はあるものの概ね15%前後となっております。

(幕別町)

生ごみの10%に対しプラスチックの16.5%は少し数字が大きいと感じたので、前段に質問させていただいた。

(幕別町)

それでは、幕別町の資源化・減量化についての取り組みについてですが、ディスポーザーの導入については過去に検討したことがあり、生ごみを減らす方法としては有効であると考えていますが、下水道施設に負荷がかかること、札内中継ポンプ場から十勝川浄化センターへ圧送していることから、ポンプへの負荷もかかることなどを考えると、現段階ではディスポーザーを多く導入するのは難しいと考えています。

また、生ごみの資源化について、家庭系の生ごみは品質面から飼料化や堆肥化は難しいと考えていますが、事業系の学校給食残渣については、現在、1週間で800kg程度排出しており、この部分について飼料化や堆肥化ができないか検討しています。

(事務局長)

事業系の生ごみについては、品質面からも資源化しやすいと考えておりますので、他の自治体におかれましても、是非、ご検討をお願いします。

その他にご意見等はございますか。

(上士幌町)

コンポスト容器等の普及状況をおしえてほしい。

(事務局)

以前、調査してとりまとめた資料を後ほど配布します。

(事務局長)

他になければ、管内のごみの減量化・資源化について、質疑を終了します。

次に、(2) 中島地区における洪水発生時の浸水想定について、事務局より説明いたします。

(事務局)

「中島地区における洪水発生時の浸水想定について」ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

まず、1. 帯広市洪水ハザードマップの状況についてですが、令和元年12月に帯広市洪水ハザードマップが発表されており、その中で洪水発生時の想定浸水深につきまして、左上の図を用いて、候補地毎の状況をご説明いたします。

既存施設につきましては、大部分が1.0～3.0m未満の区域となっております。部分的に、0.5～1.0m未満や0.3～0.5m未満、0.3m未満を含んでおります。

A地区は、現在パークゴルフ場で利用している箇所ですが、大部分が0.5～1.0m未満となっております。部分的に1.0～3.0m未満や0.3～0.5m未満、0.3m未満を含んでおります。B地区は、中島処理場の跡地ですが、1.0～3.0m未満となっております。

建設候補地であるC地区は、ほとんどが3.0～5.0m未満となっております。部分的に5.0m以上も含んでおります。D地区は、全て3.0～5.0m未満となっております。

E地区は、ほとんどが3.0～5.0m未満となっております。一部分5.0m以上となっております。F地区は、約6割程度が3.0～5.0m未満となっております。残る約4割程度が5.0m以上となっております。

次に、2. 建設候補地(C地区)の想定浸水深の状況についてですが、資料の左下の図は、帯広開発建設部の「地点別浸水シミュレーション検索システム」を使用し、20mメッシュの中心の想定浸水深を拾い出したものとなっております。

詳細の状況ですが、建設候補地内における5.0m以上の浸水箇所は局所的でありまして、大部分については3.5m程度の浸水深であることが分かりました。

なお、数値は現地盤の標高からの推測値でありまして、候補地は道路より1.0mほど低い土地となっているため、建屋を道路の高さまで盛土を行って建築した場合の浸水深は、2.0m程度となります。

次に、3. 家屋倒壊等氾濫想定区域の状況についてですが、まず、家屋倒壊等氾濫想定区域とは、家屋の倒壊・流失をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流と河岸浸食が発生することが想定される区域で、氾濫流とは、氾濫した洪水の流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れがある区域です。河岸浸食とは、洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊する恐れのある区域です。

地区の状況としては、氾濫流については中島地区の一部が氾濫流区域に該当しており、河岸浸食については中島地区の十勝川沿線が河岸浸食区域に該当しております。

次に、4. 浸水継続時間の状況についてですが、図は、洪水発生時における浸水の継続時間について示したもので、地区の状況としては、既存施設及びA地区につきましては継続時間が12時間未満となっております。

B地区については12時間～1日未満、C地区、D地区、E地区、F地区については1～3日未満

となっております。

以上が中島地区における洪水発生時の浸水想定についての現状を確認したものです。

最後に、今後の検討についてですが、今回、説明した状況が、どのような影響を及ぼすかについて、検討を行い、建設位置の決定に向けての整理を進めていきます。

現段階において確認している内容についてですが、まず、建設候補地（C地区）の詳細については、先ほどご説明した通り5.0m以上の範囲は、ごく一部で、ほとんどは3.5m程度となっております。また、全体的に道路より約1.0m程度低い土地であり、道路の高さまで整地すると2.5m程度の浸水区域ということになります。

今後、詳細については検討しますが、盛土などの浸水対策により、建屋への浸水の恐れはほぼ無いと考えられます。

また、現施設については、浸水想定は2.0m程度とC地区よりは浅いですが、リニューアル方式による整備をしようとする場合、C地区のように土盛りによる対応は不可能なため、用地の外周を盛土などで囲んだり、建屋の外壁のRC構造へ変更したり、既存電源施設などの浸水深以上への移設など対策が難しく、煩雑になることが考えられます。

次に、家屋倒壊等氾濫想定区域についてですが、氾濫流は建物を押し流すような流速があるもの、河岸浸食は建物の下の地面が削られ、流される可能性があるとして、十勝川の専門家である北大の教授から伺っております。また、浸水は盛土や建築物の対策を行ってれば水が溜まって引くだけなので影響は少ないが、氾濫流や河岸浸食区域には建築物を建設するべきではないとも伺っております。

今後、詳細について検討していく中で、C地区以外の地区については、そういった区域が地区の中にありますので、建築できない土地が発生し使用可能な面積が減少することが考えられます。

次に、洪水発生時における浸水の継続時間についてですが、浸水継続時間の差につきましては、施設へ浸水対策を施すため、施設の運転などには直接影響を及ぼすものではないと考えております。

また、災害時における廃棄物の搬入につきましては、周辺道路なども同じように浸水しているため、いずれの箇所についても搬入は出来ないとともに、災害廃棄物については、各自自治体で設置する一次仮置き場等集積後、中間処理施設へ搬入されることから時間差があり、搬入時には浸水が引いているものと想定されます。

次に、北大の先生に伺った内容について説明します。

令和元年の台風19号の被害状況について、全国紙において、バックウォーター現象についての記事があり、十勝川と然別川の合流点に近い候補地についても、懸念されるといったご意見をいただいております、先生に見解を伺いました。

回答としては、まず十勝川自体が災害には強い河川であること、平成28年の台風災害時においても十勝川本流は持ちこたえており、被害を及ぼしたのは支流である。

建設予定地付近の然別川については合流点から道道新得線までは十勝川の管理区域に入っており、もともと浸水想定予測に反映されているため、これ以上は考えられない。もし、バックウォーターが発生したとしても、もっと上流区域で影響があると考えられるが、今回の建設予定地付近に対して影響を及ぼすことは考え難いと伺っております。

また、全国紙の記事は、台風19号で決壊した箇所の8割が合流点だったとしているだけで、合流点の8割が決壊するわけではなく、様々な条件が重なって起こるものというご意見もいただいたところです。

次回の会議には、以上の内容も含めて整理し、まとめたものを示す予定となっております。説明は以上です。

(事務局長)

それでは、中島地区における洪水発生時の浸水想定について、ご意見を伺います。

(幕別町)

浸水継続時間の状況について、施設周辺だけでなく、周辺道路においても浸水することから、道路が浸水中は、各自治体の被害状況に関わらずごみを搬入できないということによろしいですか。

(事務局)

浸水想定時間はあくまでも予測であり、車両がどのくらいの時間で通行できるかについての予測は難しいと考えています。また、災害が発生した場合には、中島地区だけが浸水するわけではなく、十勝川周辺が浸水することが予測されることから、中島地区までの道路についても通れない可能性はあります。

(事務局長)

施設については浸水対策を行うことで、浸水中も稼働は可能ですが、道路については、通行できない可能性はあります。

(足寄町)

家屋倒壊等氾濫想定区域の状況の図面において、赤色の部分が氾濫流と河岸侵食に該当する箇所によろしいでしょうか。

(事務局)

はい。北海道開発局のホームページから確認できる図面となっております。

今回の資料では、線が見えにくいことから、次回の会議においては北海道開発局に確認して、見やすくした資料を示せるよう検討します。

(足寄町)

左の図面の氾濫流については、D地区とE地区が氾濫流区域に該当しているのですか。

(事務局)

氾濫流区域に該当しているのは、D地区、E地区、F地区です。

(足寄町)

C地区は氾濫流区域に該当していないが、近い場所にあると思います。また、これまでも浸水深などについての懸念や計画の見直しについての意見もあったと思いますが、今回の資料においても既存施設やA地区、B地区より浸水深が高いということが示されていますが、これまでの懸念に対し、今後どのような説明を行っていくのですか。

(事務局長)

浸水対策等については、組合で更に調査を行いながら、理解が得られるように資料を整理し、今後の検討会議で示していきたい。

(幕別町)

家屋倒壊等氾濫想定区域の状況の図面において、早期避難誘導区域が示されていないが、帯広市のハザードマップに早期避難誘導区域の設定はないのですか。

また、河岸侵食について、堤防がないところで発生するものと認識しているが、堤防があるのに関わらず発生するものなのか開発局にも確認してほしい。

(事務局)

早期避難誘導区域については、調べて後日回答したい。

河岸侵食については、堤防の有無にかかわらず、地面が削られ侵食していくものと開発局や北大より確認しています。おそらく堤防があれば決壊して河床まで削られていくものと考えられます。

(事務局長)

他になければ、中島地区における洪水発生時の浸水想定について、質疑を終了します。

次に、(3) 道内におけるリニューアル方式の検討状況について、事務局より説明いたします。

(事務局)

「道内におけるリニューアル方式の検討状況等について」ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

まず、1. 函館市のリニューアル方式の状況についてですが、今年7月に、函館市日乃出清掃工場に訪問し、函館市が行うリニューアル方式についての状況を伺ったので、概要について説明します。

(1) 函館市日乃出工場の状況としては、現施設の供用開始は昭和50年で、施設規模は一日当たり420トンの処理能力で、120トンの炉2基と180トンの炉1基となっており、処理方式はストーカ式となっています。令和10年の供用開始を目指し、既存の施設のリニューアルを行い、新施設を建設する計画となっています。施設規模は一日当たり300トンの処理能力で100トンの炉3基、処理方式は現施設と同様にストーカ式を採用する計画となっています。

(2) 主な聴き取り内容ですが、①リニューアル方式における焼却炉の更新について、一日当たり300トンの施設を建設する場合、150トンの焼却炉を2炉整備するのが、効率性や経済性を考えると一般的ですが、既存の焼却炉よりも大きい規模の焼却炉を施設内に整備すると地盤の強度が不足することや、技術的にも困難であることから、3炉構成による整備を実施することになったものです。

②更新工事期間中の余剰ごみ処理については、更新工事期間中、1日あたり20tから30tのごみ処理能力が不足する時期が生じることが予想されることから、室蘭市や札幌市に搬送することも検討しましたが、莫大な費用がかかるため、近隣の施設である渡島廃棄物処理広域連合のごみ処理施設で処理するなどの方法を検討しています。

③概算事業費については、リニューアル方式での概算事業費は約 230 億円となっているが、これは施設の供用開始までに必要な整備費であり、更新工事期間中のごみ処理費やその後の建屋の補修等にかかる事業費は別途必要になるとのことです。

次に、資料の右側「2. 近隣ごみ処理施設における余剰ごみの受入れ可能性について」についてですが、仮に当組合がリニューアル手法による新施設整備を行うとした場合、炉の入替工事期間中、ごみ処理能力が不足する時期が生じることが予想されることから、近隣施設の受け入れ余力についてを調査したものです。

まず（1）近隣ごみ処理施設の状況については、管内では、南十勝複合事務組合の南十勝環境衛生センター、北十勝 2 町環境衛生処理組合の焼却施設があり、供用開始や施設規模、処理方式は、資料のとおりとなっています。

次に、管外近郊では、釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村、白糠町で構成されている釧路広域連合の清掃工場があり、平成 18 年に供用開始され、一日当たり 240 トンの施設規模を有しており、処理方式としては流動床式ガス化溶融炉となっています。

次に、北見市にあるクリーンライフセンターは、平成 13 年に供用開始され、一日当たり 165 トンの施設規模を有しており、処理方式としては流動床式となっています。

（2）各施設の受け入れ余力についてですが、表にあるとおり、3 施設が受け入れ余力はなく、1 施設が一日当たり 10 トン程度の受け入れることが可能となっています。

今後は、リニューアル方式による施設整備の可能性、工事期間などについて、函館市も含めて他都市の事例も調査し、検討して、最終的な報告に向けた作業を進めていきます。

説明は以上です。

（事務局長）

それでは、道内におけるリニューアル方式の検討状況について、ご意見を伺います。なければ、道内におけるリニューアル方式の検討状況について、質疑を終了します。

それでは、次に（4）「その他」ですが、帯広市さんにおける陳情書の取り扱いの経過及び先日のごみ等の審議をしている所管委員会の厚生委員会での質疑等についてご説明をお願いします。

（帯広市）

まず、5 月 1 日に提出された新中間処理施設の建設についての陳情書に係る 8 月 27 日の厚生委員会の質疑ですが、陳情書の内容としては、4 つあり、1 つ目は検討会議や有識者会議に住民代表を参加させてほしい。無理であればいずれも傍聴させてほしい旨を提言してほしい。また、十勝圏複合事務組合の構成議員のあり方を抜本的に革新し、住民・市民の声を届く機構にしてほしい。2 つ目は帯広市のハザードマップでは 5 メートル以上の冠水地域になっており、条件の悪い所に建てる理由がわからない。十勝地域に 2～3 カ所分散して配置し、考えられる危険リスクを避け、移動収集距離を縮めること、くりりんセンター横のパークゴルフ場は、建て替え用地として考えられていたはずで、ここに建てれば煙突や事務所棟など再利用できれば経費は大幅に削減できるので正してほしい。3 つ目は環境問題が叫ばれるなか、燃やし続けるのは時代遅れで、資源として活用すべきである。十勝バイオマス産業都市構想ではエネルギー自給社会の形成を目指しており、バイオガスプラントでの生ごみ処理を併用すれば処理量は大幅に削減できる。4 つ目は昨年 1 2 月に出された新中間処理施設整備構想（原案）については 1 年間再検討の期間としてあてられたが、この 1 年間を通じて以上のような観点から調査が進むことを切に求めるとの内

容で、陳情書については、これまで出されたものと、ほぼ同じ内容となっています。

参考人や理事者に対する質疑や、討論、採決があり、厚生委員会の委員6名のうち賛成は1名で不採択となった。

反対する討論の内容としては、議会での慎重な議論は必要であるが、住民からの意見聴取としては、住民説明会やパブリックコメントなどで丁寧に意見を聞き、内容によっては追加調査を行っていること、検討会議の議事録については組合のホームページで公開していること、議会での意見も組合に伝わって対応もされており、住民に対する意見聴取等の対応はしっかりと行われている。処理方式については、5つの方式の中で、様々な評価、採点を行っており、安定性・安全性、経済性、環境性における評価は合理性があること、管内19市町村が参加する会議での合意のもとでストーカー式を採用した経過があり、議会への報告も行っている。バイオガスプラントでの生ごみ処理については、分別収集などに係る住民負担を考えると慎重に対応する必要があるとの内容でした。賛成の討論としては、議会において慎重な審議が必要であり、環境問題などから燃やせるごみの9割はリサイクルでき、燃やすことで環境破壊につながることで、5m以上の浸水地域に建設するのは無謀であること、住民が検討会議などに参加するのはまちづくりの観点からは重要なことであるとの内容でした。

議会の質疑に関して確認したいことが2点あります。1つ目は、現在、追加調査を実施中とのことですが、結果については基本構想に反映させた後、改めて住民説明会やパブリックコメントを実施するのか。2つ目は、厚生委員会で希望する住民について検討会議への参加や傍聴ができないかとの質疑がありましたが、組合の考えを伺います。

(事務局長)

住民説明会やパブリックコメントの実施の有無については、追加調査の結果を踏まえて、検討し、検討会議において協議したいと考えています。

検討会議への参加については、構成市町村の自由な意見を妨げないことが重要であること、会議の内容については、随時公開していることから、参加はできないものと考えています。

(帯広市)

了解しました。

(事務局長)

この件について質問等ありますか。

次に新得町の町民の皆様が、来年度からごみを共同処理するにあたってくりりんセンターを見学しに来られたと伺っていますが、その状況について説明をお願いします。

(新得町)

8月19日に町民を対象としたくりりんセンターとうめ〜るセンター美加登の施設見学会を実施し、7名の町民と町職員3名が参加しました。町民からの意見等は特になかったと伺っています。

(事務局長)

その他、何か意見等はございますか。

次に、上士幌町で6月から7月にかけて、今後のごみ処理方式についてのパブリックコメントを実施しましたので、その結果についてご説明をお願いします。

(上士幌町)

まず、経過について簡単に説明します。士幌町と上士幌町で北十勝2町環境衛生処理組合を構成しごみの処理等を行っていますが、今年3月25日の組合議会定例会において、組合長より今後のごみ処理方式における基本方針が示され、令和9年度から十勝圏複合事務組合による広域処理に参加し、中継施設を整備するとの行政報告がありました。上士幌町では6月11日の総務文教厚生常任委員会において、今後のごみ処理方式に関する基本方針について報告しました。また、広報7月号やホームページを通じて、これまでの経過と町としての今後の方針について住民周知を行い、パブリックコメントを6月25日から7月22日までの期間で実施し、3名から5件の意見をいただきました。結果について8月26日の常任委員会で報告し、広報9月号やホームページに意見の内容と意見に対する町の考え方を掲載しております。主な内容としては、1件目は整備する中継施設ではごみの分別方法やルールなどは変わらないのか、2件目は参加に伴い料金の再設定は行われるのか、3件目は最終処分場については参加年度までに延命化を行うとしているがどのような方法なのか、4件目は広域処理にあわせてきちんと分別できるようになるのか、5件目は賛成との考えで、北2町や上士幌町単独でごみ処理施設を所有し、多額の費用負担するのは難しいといった意見となっています。今後、9月議会でも報告し、基本方針を示して、広域処理への参加手続きを進めていきます。

(事務局長)

この件に関して何かご質問等はございますか。

他になければ、事務局から次回開催日日程などについて、ご説明いたします。

(事務局)

今回は10月上旬を目途に開催を予定しております。

3. 閉会

(事務局長)

以上で本日本日予定しておりました案件は、すべて終了いたしました。

会議の資料及び議事につきましては、これまでの会議と併せ組合のホームページで公表してまいります。本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。